

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 長浜信用金庫 行動計画

1. 計画策定の目的

長浜信用金庫は、男女隔てなく働きやすい環境をつくることによって、全ての職員が職務遂行において個々の能力を十分発揮できる職場づくりを目指すべく、次のように行動計画を策定する。

2. 行動計画期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

3. 行動計画内容（令和5年4月1日より）

（1）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

数値目標：全職員の年間平均有休消化率を55%以上にする

- ・年次有給休暇の計画的付与に関する規程を改定し、時季指定の年次有給休暇取得数を増加させる
- ・有休申請における心理的負担を軽減すべく、所属長や人事側から文書周知や口頭での積極的な取得勧奨を行う

（2）女性の活躍推進に関する取組の実施

- ・女性管理職を増やす取組として、職務系統の転換推進や定着推進のための各種研修およびフォローアップの実施
- ・渉外等の従来男性中心であった職務への女性職員の積極的起用・配置拡大を通じて、多様な職務経験を付与する

以上